

ディプロマポリシー（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要）

本校では、以下に示す能力を身につけ、学則で定める修業年限以上在籍し、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定します。

第1看護学科・第2看護学科

1. 人間を総合的に理解し、相互に人間として尊重できる能力
2. 専門職業人としての姿勢と倫理観
3. 人々の生活を理解し支えるために、専門知識・専門技術を基盤とし地域の人々へ看護を実践する能力
4. 論理的・科学的思考に基づいた問題解決能力や臨床判断の基礎的能力
5. 保健・医療・福祉チームの中で、協働・調整する能力
6. 専門職業人として、学習力を備え、自己研鑽できる能力

長野看護専門学校学則第 11 条（卒業）

第1看護学科・第2看護学科の卒業は、第8条に定める授業科目の全ての単位を修得した者について、学校運営会議の議を経て学校長が認定する。

- 3 欠席日数が各学年に出席すべき日数の3分の1を超える者については、卒業を認めないものとする。

卒業の認定に関する方針や学生の修得単位数等を踏まえ、卒業を認定しています。